

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
災害対策用機械燃料給油(相馬地区ほか)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年3月30日	有限会社 立谷商会 福島県相馬市塚ノ町2-8-12	会計法第29条の3第4項	1,305,145	1,305,145	100.0%	—	緊急を要する災害対策作業のためには、現地で安定した燃料の供給が求められるが、地震後の流通の不安定な中で安定した燃料供給が可能な者が限定され、また緊急を要するため。	13	
災害対策用機械燃料配送	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年3月30日	株式会社 橋本店 宮城県仙台市青葉区立町27-21	会計法第29条の3第4項	2,934,855	2,934,855	100.0%	—	緊急を要する災害対策作業のためには、現地で安定した燃料の供給が求められるが、地震後の流通の不安定な中で安定した燃料供給が可能な者が限定され、また緊急を要するため。	13	
災害対策用機械燃料給油(名取地区ほか)	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 徳山 日出男 仙台市青葉区二日町9-15	平成23年3月31日	ミヤセキ株式会社 宮城県仙台市青葉区国分町2-14-18	会計法第29条の3第4項	11,805,693	11,805,693	100.0%	—	緊急を要する災害対策作業のためには、現地で安定した燃料の供給が求められるが、地震後の流通の不安定な中で安定した燃料供給が可能な者が限定され、また緊急を要するため。	13	
バス等借り上げ及び運行業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 さいたま市中央区新都心2-1	平成23年3月16日	(株)レクシステム 横浜市西区浅間町5-378-12	会計法第29条の3第4項	4,682,136	4,682,136	100.0%	—	災害派遣要員(TEC-FORCE)を災害現場に輸送するため	13	
災害対策用燃料緊急輸送	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 さいたま市中央区新都心2-1	平成23年3月18日	向井建設(株) 千代田区神田須田町2-8-1	会計法第29条の3第4項	2,214,637	2,214,637	100.0%	—	災害対策用燃料を災害復旧現場に輸送するため	13	
軽油82,000L他購入	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 下保 修 さいたま市中央区新都心2-1	平成23年3月22日	コスモ石油(株)販売部 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	9,279,086	9,279,086	100.0%	—	災害復旧に必要な資材(燃料)を調達するため	13	
新聞広告掲載業務(その3)	分任支出負担行為担当官 新潟国道事務所長 田中 倫英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成23年1月11日	(株)新潟日報社 新潟県新潟市西区善久772-2	会計法第29条の3第4項	3,454,500	3,454,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手であるため。	19	

人事管理システム等改良業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年1月17日	(株)中国サンネット 広島県広島市中区袋町4-21	会計法第29条の3第4項	2,404,500	2,205,000	91.7%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有しており、同権利の行使を意思表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
道路トンネル無人調査ユニット点検作業	分任支出負担行為担当官 北陸技術事務所長 矢田 弘 新潟市西区山田2310-5	平成23年1月25日	(株)ニシヤマ 東京都大田区大森北4-11-11	会計法第29条の3第4項	1,195,425	1,195,425	100.0%	—	本作業は、北陸技術事務所が所有する道路トンネル無人調査ユニットのうち調査用カメラユニットについて点検を行い、チルト機能の不具合原因を究明し、修繕費用の見積を行うものである。本装置は、製造メーカーである三菱重工株式会社「遠隔操作ロボットシステム」に関する工業所有権を保有しており、三菱重工株式会社しか点検並びに修理が行えない。一方、本装置の販売、修理等に関しては、株式会社ニシヤマが三菱重工株式会社の唯一の代理店となっており、当該業者が本作業を履行できる唯一の者であるため。	19	
平成22年度 工事契約管理システム改良その3業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年1月27日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	14,049,000	13,860,000	98.7%	—	当該業者が本システムの著作権者人格権を所有しており、同権利の行使を意思表示しており、唯一の相手方であるため。	19	
新聞広告掲載業務(DSRC社会実験)	分任支出負担行為担当官 高田河川国道事務所長 大石 登 上越市南新町3-56	平成23年2月18日	(株)新潟日報社上越支社 新潟県上越市木田1-2-4	会計法第29条の3第4項	2,614,500	2,614,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手であるため。	19	
新聞広告掲載業務(その4)	分任支出負担行為担当官 新潟国道事務所長 田中 倫英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成23年2月24日	(株)新潟日報社 新潟県新潟市西区善久772-2	会計法第29条の3第4項	2,714,250	2,714,250	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手であるため。	19	

平成18年度サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年2月25日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	9,631,114	9,631,114	100.0%	—	<p>本契約は、平成18年度より入札説明書ダウンロードシステム用及びTIOSS用として運用しているサーバの賃貸借で、平成23年2月で賃貸借が終了する。サーバを更新する場合、OSやミドルウェアのバージョン変更に伴う業務システムの改良、その後に移行作業を行う必要が有るが、TIOSSは、この改良作業を平成23年度実施予定であり、入札説明書ダウンロードシステムについては、全国一元化したシステムの導入を平成24年度に予定し、導入後は現行システムを廃止するため、前述の改良・移行作業が不要となる。今回サーバ更新を行った場合、現行システムを稼働させるためには、既存サーバと同じOSやミドルウェア等のソフトウェアを調達せざるを得ないが、現時点においてそれらソフトウェアは市場に無く、又、それを稼働させるハードウェアもない。従って現行システムを稼働させる為には上記賃貸借を継続して受ける事が必須で、これが可能な業者は、上記業者以外には存在しないため。</p>	19	
道路除雪体験会除雪機械展示運営等業務	分任支出負担行為担当官 新潟国道事務所長 田中 倫英 新潟市中央区南笹口2-1-65	平成23年3月9日	丸運建設(株) 新潟県新潟市中央区幸西1-4-21	会計法第29条の3第4項	1,312,500	1,312,500	100.0%	—	<p>本道路除雪体験会除雪機械展示運営等業務は、除雪機械体験会場である津川除雪ステーションにおいて、除雪機械の回送、設営、稼働、運営、展示等の実施を行うものである。現在新潟国道事務所では、国道49号の除雪作業を発注しており、道路除雪体験会開催中においても、降雪時には除雪対応できる体制を確保しなければならない。丸運建設株式会社は当該除雪作業を受注しており、本業務を履行できるのは丸運建設株式会社の他にはないため、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	19	

<p>災害支援用燃料代</p>	<p>支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1 -1-1</p>	<p>平成23年3月11日</p>	<p>遠藤商事(株) 山形県山形市穂積85</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>1,739,868</p>	<p>1,739,868</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本作業は、平成23年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震において緊急災害対策業務に従事する国土交通省の緊急車両へのガソリン、軽油の給油(スタンド渡し)及び小型ローリーによる軽油の配達を行うものである。 上記業者は、地震発生直後から国土交通省の緊急災害対策業務への協力、支援を申し出ており、山形市における燃料補給体制を可及的速やかに確保する必要があることから、本契約の目的、被災地周辺地域の状況等を総合的に勘案し、緊急の必要により競争に付することが出来ない場合として上記業者と随意契約を締結するもの。</p>	<p>13</p>	
<p>新聞広告掲載業務(その5)</p>	<p>分任支出負担行為担当 官 新潟国道事務所長 田中 倫英 新潟市中央区南笹口2 -1-65</p>	<p>平成23年3月16日</p>	<p>(株)新潟日報社上越 支社 新潟県上越市木田1- 2-4</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>3,454,500</p>	<p>3,454,500</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の相手であるため。</p>	<p>19</p>	

凍結防止剤(塩化ナトリウム)購入その6単価契約	北陸地方整備局長 前川 秀和 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年3月18日	日栄商事(株) 石川県金沢市南新保町口35	会計法第29条の3第4項	14,663,250	14,663,250	100.0%	—	本物品購入は、凍結防止剤(塩化ナトリウム)購入その1単価契約、凍結防止剤(塩化ナトリウム)購入その2単価契約の受注者のK&A環境システムより平成23年3月17日以降の凍結防止剤を供給することが出来ない申し入れがあり、羽越河川国道事務所、新潟国道事務所、長岡国道事務所管内の凍結防止剤の確保が出来ない状況となった。 市場においても、凍結防止剤の在庫が希薄の状態にあり在庫を確保出来る業者もわずかで、さらに凍結防止剤が調達できないと冬期道路交通の安全を確保することが困難となるため、可及的速やかに確保する必要があることから会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、緊急の必要により競争に付することが出来ない場合として上記業者と随意契約を締結するものである。	13	
道路交通情報通信システム点検業務	支出負担行為担当 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成23年1月11日	沖電気(株) 関西支社 大阪市中央区本町2丁目5番7号	会計法第29条の3第4項	3,150,000	2,341,500	74.0%	—	当該業者は平成19年度の「施工・維持管理一体発注」方式による一般競争総合評価落札方式の決定業者であり、平成20年度から平成24年度までの間、単年度契約を行っているため	19	
冬期走行運転啓発新聞広報掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年1月18日	(株)高知新聞社 高知 高知市本町3丁目2-15	会計法第29条の3第4項	2,218,125	2,218,125	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の機関であるため	14	
冬期走行注意喚起に関する新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 徳島河川国道事務所長 森岡 泰裕 徳島県 徳島市上吉野町3-35	平成23年1月18日	(社)徳島新聞社 徳島 徳島市中徳島町2-5-2	会計法第29条の3第4項	2,441,250	2,441,250	100.0%	—	(社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島県内における朝刊世帯普及率が約80%、朝刊発行部数が約25万部あり、中央紙を含めても徳島県内で広範囲に周知できる新聞は他にない。 これらの要件から、本件の目的を確実に且つ効果的に達成できるのは上記業者以外にない。	14	

冬期運転注意喚起に関する広告掲載	分任支出負担行為担当 官 山山河川国道事務所 所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町 797-2	平成23年1月19日	(株)愛媛新聞社 愛 媛県松山市大手町1- 12-1	会計法第29条の3第4 項	2,533,125	2,533,125	100.0%	—	(株)愛媛新聞社は、発行する愛媛新聞の発行部数が約31.5万部(県内における占有率は約60%)と他社に比べ圧倒的に多い県内唯一の地方新聞であり、メディアとしての十分な実績も有している。本件では、できるだけ多くの方に周知を図る必要があり、上記会社は本件の目的を最も確実かつ効果的に達成することのできる唯一の機関である。	14	
四国横断自動車道(須崎西—中土佐)開通情報新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年2月1日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	1,774,500	1,774,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の機関であるため	14	
南国安芸道路(香南やすIC—芸西IC)供用新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年3月9日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	1,774,500	1,774,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率により、目的を遂行できる唯一の機関であるため	14	
「Web建設物価」ライセンス購入	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高 松市サンポート3番33合	平成23年3月10日	財団法人建設物価調 査会 東京都中央区 日本橋大伝馬町11- 8	会計法第29条の3第4 項	1,134,000	1,134,000	100.0%	—	建設資材等の実勢価格、市場単価を毎月調査掲載している物価資料「Web建設物価」のライセンス購入であり、ライセンス購入可能な業者が一であるため。	10	
平成22年度 東北地方太平洋沖地震応急対策作業(その1)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高 松市牟礼町牟礼1545	平成23年3月12日	(株)松田工業 香川 県高松市高松町2494	会計法第29条の3第4 項	1,409,562	1,409,562	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧支援活動等の実施を目的に、平成22年6月7日付けで左記業者と締結した「災害発生時の応急対策活動等に関する基本協定」に基づく活動であるため。	13	
平成22年度 東北地方太平洋沖地震応急対策作業(その2)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高 松市牟礼町牟礼1545	平成23年3月12日	光工業(株) 香川県 観音寺市三本松町1丁 目4-28	会計法第29条の3第4 項	1,386,000	1,386,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧支援活動等の実施を目的に、平成22年6月7日付けで左記業者と締結した「災害発生時の応急対策活動等に関する基本協定」に基づく活動であるため。	13	
平成22年度 東北地方太平洋沖地震応急対策作業(その3)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高 松市牟礼町牟礼1545	平成23年3月16日	(株)富田組 香川県 さぬき市大川町富田西 1266-3	会計法第29条の3第4 項	1,470,000	1,470,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧支援活動等の実施を目的に、平成22年6月7日付けで左記業者と締結した「災害発生時の応急対策活動等に関する基本協定」に基づく活動であるため。	13	
高速道路関連広告掲載	分任支出負担行為担当 官 香川河川国道事務所 所長 中山義男 香川 県高松市福岡町4-26 -32	平成23年3月16日	(株)四国新聞社 香 川県高松市中野町15 -1	会計法第29条の3第4 項	2,167,200	2,167,200	100.0%	—	内容が特定されることにより、供給者が1者に特定される役務契約	14	

高速道路無料化社会実験等に関する新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 徳島河川国道事務所 所長 森岡 泰裕 徳 島県徳島市上吉野町3 -35	平成23年3月17日	(社)徳島新聞社 徳 島県徳島市中徳島町2 -5-2	会計法第29条の3第4 項	2,573,550	2,573,550	100.0%	—	(社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島 県内における朝刊世帯普及率が約80%、朝 刊発行部数が約25万部あり、中央紙を含め ても徳島県内で広範囲に周知できる新聞は 他にはない。 これらの要件から、本件の目的を確実に且 つ効果的に達成できるのは上記記者以外に ない。	14	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その4)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月18日	(株)三興組 香川県 観音寺市豊浜町姫浜1 61-1	会計法第29条の3第4 項	1,365,000	1,365,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記記者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	
高速道路無料化社会実験外新 聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年3月22日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	2,129,400	2,129,400	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率に より、目的を遂行できる唯一の機関であるた め	14	
ITSスポットサービス開始周知 広告掲載	分任支出負担行為担当 官 松山河川国道事務 所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町 797-2	平成23年3月23日	(株)愛媛新聞社 愛 媛県松山市大手町1- 12-1	会計法第29条の3第4 項	1,139,250	1,139,250	100.0%	—	(株)愛媛新聞社は明治9年の創設以降現在 まで至り、その発行する愛媛新聞は発行部数 が約31.5万部(県内における占有率は約 60%)と他社に比べ圧倒的に多い愛媛県唯 一の地方新聞であり、メディアとしての十分な 実績も有している。本件では、できるだけ多く の方に周知を図る必要があり、上記会社は本 件の目的を最も確実にかつ効果的に達成する ことのできる唯一の機関である。	14	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その5)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月24日	(株)村上組 香川県 高松市東ハゼ町877	会計法第29条の3第4 項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記記者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	
冬期走行運転啓発新聞広報掲 載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年1月18日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	2,218,125	2,218,125	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率に より、目的を遂行できる唯一の機関であるた め	14	

冬期走行注意喚起に関する新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 徳島河川国道事務所 所長 森岡 泰裕 徳 島県徳島市上吉野町3 -35	平成23年1月18日	(社)徳島新聞社 徳 島県徳島市中徳島町2 -5-2	会計法第29条の3第4 項	2,441,250	2,441,250	100.0%	—	(社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島 県内における朝刊世帯普及率が約80%、朝 刊発行部数が約25万部あり、中央紙を含め ても徳島県内で広範囲に周知できる新聞は 他にはない。 これらの要件から、本件の目的を確実に且 つ効果的に達成できるのは上記業者以外に ない。	14	
冬期運転注意喚起に関する広告掲載	分任支出負担行為担当 官 松山河川国道事務 所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町 797-2	平成23年1月19日	(株)愛媛新聞社 愛 媛県松山市大手町1- 12-1	会計法第29条の3第4 項	2,533,125	2,533,125	100.0%	—	(株)愛媛新聞社は、発行する愛媛新聞の発 行部数が約31.5万部(県内における占有率 は約60%)と他社に比べ圧倒的に多い県内 唯一の地方新聞であり、メディアとしての十分 な実績も有している。本件では、できるだけ多 くの方に周知を図る必要があり、上記会社は 本件の目的を最も確実にかつ効果的に達成す ることのできる唯一の機関である。	14	
四国横断自動車道(須崎西— 中土佐)開通情報新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年2月1日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	1,774,500	1,774,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率に より、目的を遂行できる唯一の機関であるた め	14	
南国安芸道路(香南やすIC— 芸西IC)供用新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所 所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年3月9日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	1,774,500	1,774,500	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率に より、目的を遂行できる唯一の機関であるた め	14	
「Web建設物価」ライセンス購 入	分任支出負担行為担当 官 四国地方整備局長 足立 敏之 香川県高松 市サンポート3番33合	平成23年3月10日	財団法人建設物価調 査会 東京都中央区 日本橋大伝馬町11- 8	会計法第29条の3第4 項	1,134,000	1,134,000	100.0%	—	建設資材等の実勢価格、市場単価を毎月調 査掲載している物価資料「Web建設物価」のラ イセンス購入であり、ライセンス購入可能な業 者が一であるため。	10	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その1)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月12日	(株)松田工業 香川 県高松市高松町2494	会計法第29条の3第4 項	1,409,562	1,409,562	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記業者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その2)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所 所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月12日	光工業(株) 香川県 観音寺市三本松町1丁 目4-28	会計法第29条の3第4 項	1,386,000	1,386,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記業者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	

平成22年度 東北地方太平洋沖地震応急対策作業(その3)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所長 川崎末和 香川県高松市牟礼町牟礼1545	平成23年3月16日	(株)富田組 香川県 さぬき市大川町富田西 1266-3	会計法第29条の3第4 項	1,470,000	1,470,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記業者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	
高速道路関連広告掲載	分任支出負担行為担当 官 香川河川国道事務所 所長 中山義男 香川 県高松市福岡町4-26 -32	平成23年3月16日	(株)四国新聞社 香 川県高松市中野町15 -1	会計法第29条の3第4 項	2,167,200	2,167,200	100.0%	—	内容が特定されることにより、供給者が1者に 特定される役務契約	14	
高速道路無料化社会実験等に 関する新聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 徳島河川国道事務所 所長 森岡 泰裕 徳 島県徳島市上吉野町3 -35	平成23年3月17日	(社)徳島新聞社 徳 島県徳島市中徳島町2 -5-2	会計法第29条の3第4 項	2,573,550	2,573,550	100.0%	—	(社)徳島新聞社発行の「徳島新聞」は、徳島 県内における朝刊世帯普及率が約80%、朝 刊発行部数が約25万部あり、中央紙を含め ても徳島県内で広範囲に周知できる新聞は 他にはない。 これらの要件から、本件の目的を確実に且 つ効果的に達成できるのは上記業者以外に ない。	14	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その4)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月18日	(株)三興組 香川県 観音寺市豊浜町姫浜1 61-1	会計法第29条の3第4 項	1,365,000	1,365,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記業者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	
高速道路無料化社会実験外新 聞広告掲載	分任支出負担行為担当 官 土佐国道事務所長 三保木 悦幸 高知県 高知市江陽町2-2	平成23年3月22日	(株)高知新聞社 高 知県高知市本町3丁目 2-15	会計法第29条の3第4 項	2,129,400	2,129,400	100.0%	—	県内における新聞の発行部数及び占有率に より、目的を遂行できる唯一の機関であるた め	14	
ITSスポットサービス開始周知 広告掲載	分任支出負担行為担当 官 松山河川国道事務 所長 五十川 泰史 愛媛県松山市土居田町 797-2	平成23年3月23日	(株)愛媛新聞社 愛 媛県松山市大手町1- 12-1	会計法第29条の3第4 項	1,139,250	1,139,250	100.0%	—	(株)愛媛新聞社は明治9年の創設以降現在 まで至り、その発行する愛媛新聞は発行部数 が約31.5万部(県内における占有率は約 60%)と他社に比べ圧倒的に多い愛媛県唯 一の地方新聞であり、メディアとしての十分な 実績も有している。本件では、できるだけ多く の方に周知を図る必要があり、上記会社は本 件の目的を最も確実にかつ効果的に達成する ことのできる唯一の機関である。	14	
平成22年度 東北地方太平洋 沖地震応急対策作業(その5)	分任支出負担行為担当 官 四国技術事務所長 川崎末和 香川県高松 市牟礼町牟礼1545	平成23年3月24日	(株)村上組 香川県 高松市東ハゼ町877	会計法第29条の3第4 項	1,260,000	1,260,000	100.0%	—	災害発生時における応急対策活動及び復旧 支援活動等の実施を目的に、平成22年6月 7日付けで左記業者と締結した「災害発生時 の応急対策活動等に関する基本協定」に基 づく活動であるため。	13	

平成22年度 山鹿地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路その2工事(電力系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年3月25日	九州電力(株) 熊本市上水前寺1丁目6-36	会計法第29条の3第4項	—	36,150,287	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事との接続工事となり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みとの調整等が必要となってくる。 九州電力(株)が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。 以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
平成22年度 山鹿地区電線共同溝に伴う連系及び引込管路その2工事(通信系)	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局熊本河川国道事務所長 喜安 和秀 熊本市西原1丁目12-1	平成23年3月23日	エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株) 福岡市博多区東比恵2丁目3-7	会計法第29条の3第4項	—	11,950,785	—	—	本工事の施工にあたっては、電線共同溝本体工事や交差点改良と同時施工することとなり実施するもので、隣接の民地内の宅内引込みと接続するための管路を設置するものである。 (株)NTT西日本が管理する通信線に直接影響するため、通信線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。 以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該通信線管理者のエヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)が唯一の契約相手と判断するものである。	19	
緊急内水対策車(17-4912)運転	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 久野 隆博 大分県佐伯市長島町4-14-14	平成23年3月12日	小田開発工業(株) 大分県佐伯市大字海崎848-1	会計法第29条の3第4項	2,751,000	2,730,000	99.2%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
緊急内水対策車(11-4943)運転	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 久野 隆博 大分県佐伯市長島町4-14-14	平成23年3月12日	(株)盛田組 大分県佐伯市弥生大字小田1089-2	会計法第29条の3第4項	9,135,000	9,114,000	99.7%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
緊急内水対策車(10-4918)運転	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 久野 隆博 大分県佐伯市長島町4-14-14	平成23年3月12日	(株)風戸工務店 大分県佐伯市弥生大字江良1068-1	会計法第29条の3第4項	4,809,000	4,777,500	99.3%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
緊急内水対策車(10-4917)運転	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 久野 隆博 大分県佐伯市長島町4-14-14	平成23年3月12日	谷川建設工業(株) 大分県佐伯市常盤南町8-33	会計法第29条の3第4項	6,468,000	6,457,500	99.8%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
緊急内水対策車災害派遣(その1)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二	平成23年3月12日	矢野建設株式会社 宮崎県延岡市北方町角田丑1056番地	会計法第29条の3第4項	8,421,000	8,400,000	99.8%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
緊急内水対策車災害派遣(その2)	分任支出負担行為担当 官九州地方整備局延岡河川国道事務所長横峯正二	平成23年3月12日	清本鉄工株式会社 宮崎県延岡市土々呂町6丁目1633番地	会計法第29条の3第4項	9,576,000	9,555,000	99.8%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う浸水被害対応支援を行うため、「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	

新燃岳災害等被害調査業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎市大工2丁目39番地	平成23年2月4日	株式会社都城技建コンサルタント 宮崎県都城市中原町6街区7号	会計法第29条の3第4項	5,229,000	5,197,500	99.4%	—	平成23年1月19日から続く新燃岳噴火に伴い降灰量等の調査を緊急かつ継続的に行うため「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
新燃岳土砂災害等対策検討業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎市大工2丁目39番地	平成23年2月8日	応用地質株式会社九州支社 福岡市南区井尻2丁目21番36号	会計法第29条の3第4項	9,124,500	9,030,000	99.0%	—	平成23年1月19日から続く新燃岳噴火に伴い土砂災害対策を緊急的に検討するため「災害時における応急対策業務に関する基本協定」に基づき、協定締結者と契約締結した。	19	
霧島砂防事業損失事前調査業務	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 伊藤 高宮崎市大工2丁目39番地	平成23年2月18日	株式会社旭総合コンサルタント 宮崎県都城市安久町6338番地5	会計法第29条の3第4項	4,819,500	4,777,500	99.1%	—	平成23年1月19日から続く新燃岳噴火に伴う緊急的な土流対策工事を行うにあたり、工事振動等による家屋等の事前調査を実施する必要が生じたため、競争参加資格者のうち、補償コンサルタント業務登録、事業損失部門の登録をし本業務内容の専門知識及び経験を有し、調査箇所の都城市内に本社をもち、地域に精通し技術職員も豊富であることから、緊急的な調査対応が十分可能であるため随意契約を行った。	13	
鹿児島本線川内駅・隈之城駅間351k890m冷水跨線橋外7橋における橋梁点検	分任支出負担行為担当 官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 高木 章次 鹿児島市浜町2番5号	平成23年1月6日	九州旅客鉄道(株) 鹿児島鉄道事業部 鹿児島市武町1丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	—	5,417,362	—	—	本工事の施工は、九州旅客鉄道管理区域内の軌道上となるため、唯一、当該鉄道管理者のみが契約相手方となりうる。	19	

航空機部品、工具等の共同購入、共同保有事業の効果および可能性検討事業	支出負担行為担当官 国土交通省航空局長 本田 勝 千代田区霞が関2-1-3	平成23年1月18日	航空機共同事業検討 官民連携協議会 東京都港区新橋1-18-1	会計法第29条の3第4項	16,300,000	16,300,000	100.0%	—	<p>本事業は、離島・コミュニティ路線の維持・活性化を図るための一方策である「航空機共同保有機構構想」に先駆けたモデル事業を実施するものである。</p> <p>本事業の具体的な目的は、航空会社間において共通する部品・工具等の共同調達を行い、いざだけのコスト削減が可能か、共同調達・管理の合意形成に至るまでの課題やこれを解決するための問題点等の抽出及び検討について検証を行うことにより、新たな事業運営形態の可能性を検討することにある。</p> <p>本事業を実施するに際しての要件は、①保有機材数が少なく路線も固定化されている独立系の地域航空会社であること、②同一の機体を保有していること、③同一地域で運航していること、の3点であるが、現在、航空運送事業を運営している航空会社のうち前記①②③を満たすのは、同型機(DHC-8)を保有し同一地域(九州)で運航している天草エアライン(AMX)とオリエンタルエアーリッジ(ORC)の2者のみである。</p> <p>本事業の目的を達成するために、当該2者にその主要株主である熊本県、長崎県及び地域振興の視点から地域航空システムのあり方の検討や推進を行う地方公共団体及び航空会社等からなる「全国地域航空システム推進協議会」を加えた5者を構成員とする左記協議会が設立されたところである。</p> <p>よって、本事業が実施可能であるのは、左記協議会以外に存在しないため、本事業の実施を委託するものである。</p> <p>以上のことから、本件は「公共調達の適正化について(平成18年8月25日付、財計第2017号)」の1.(2)①「競争性のない随意契約」に「よらざるを得ない場合」の二(へ)「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当するものと認められるため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、左記協議会と随意契約を締結するものである。</p>	4
東京航空交通管制部埋設給水管設置工事	分任支出負担行為担当官 国土交通省東京航空交通管制部長 有馬 孝 埼玉県所沢市並木1-12	平成23年2月25日	(株)小谷野水道設備 埼玉県飯能市大字芦刈場186	会計法第29条の3第4項	6,103,660	6,100,000	99.9%	—	<p>本件は、老朽化が主要因である現埋設給水管からの漏水対策として、埋設給水管を新規に設置するものであるが、漏水による被害を最小限にとどめるためには早急の実施の必要がある。以上のことから、契約の性質に緊急の必要性があり競争に付することができないため、所沢市指定の給水装置工事事業者である(株)小谷野水道設備と随意契約を締結したものである。</p>	13
航空保安大学校岩沼研修センター瓦礫撤去等工事	分任支出負担行為担当官 国土交通省航空保安大学校岩沼研修センター所長 大上 優治 宮城県岩沼市下野郷字北長沼4	平成23年3月21日	(株)熊谷組東北支店 宮城県仙台市青葉区上杉5-3-36	会計法第29条の3第4項	9,000,000	8,400,000	93.3%	—	<p>東日本大震災で発生した瓦礫を撤去することが急務であったため、また、同種土木作業の需要が爆発的に増大している中、実施可能な企業を優先的に確保する必要があったため。</p>	13
地域メッシュ統計データ購入	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所副所長 松本清次 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1	平成23年1月28日	(財)統計情報研究開発センター 東京都千代田区神保町3-6	会計法第29条の3第4項	2,185,222	2,185,222	100.0%	—	<p>本調達は、高潮による被害を分析するためのデータを得ることを目的として、平成17年国勢調査及び平成18年事業所・企業統計調査の地域メッシュ統計データを購入するものである。</p> <p>財団法人 統計情報研究開発センターは総務省統計局が公表・編集している統計情報を電磁記録媒体により提供しており、本件の物品については、上記法人が直接販売しており、他の機関を通じての購入は不可能である。</p>	12

久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局釜石港 湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成23年1月31日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4 項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され供給者が一に特定されるた め。	5	
久慈港港湾施設使用料 1式	分任支出負担行為担当 官 東北地方整備局釜石港 湾事務所長 村上 明宏 釜石市港町2-7-27	平成23年2月28日	県北広域振興局 岩手県久慈市八日町1 -1	会計法第29条の3第4 項	1,070,439	1,070,439	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから 場所が限定され供給者が一に特定されるた め。	5	
八戸港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	若築・株木特定JV 代表者 若築建設(株) 東北支店 仙台市青葉区本町2- 10-28	会計法第29条の3第4 項	110,061,000	109,725,000	99.6%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
宮古港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	本間・若築特定JV 代表者 (株)本間組東 北支店 仙台市青葉区上杉1- 8-13	会計法第29条の3第4 項	105,388,500	105,000,000	99.6%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
大船渡港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	東亜・大本特定JV 代表者 東亜建設工業 (株)東北支店 仙台市青葉区中央1- 8-19	会計法第29条の3第4 項	100,852,500	100,800,000	99.9%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
石巻港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	東洋・みらい特定JV 代表者 東洋建設(株) 東北支店 仙台市青葉区中央2- 9-27	会計法第29条の3第4 項	98,196,000	98,175,000	99.9%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
仙台塩釜港仙台区港内維持 工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	五洋・あおみ特定JV 代表者 五洋建設(株) 東北支店 仙台市青葉区二日町1 6-20	会計法第29条の3第4 項	98,553,000	98,175,000	99.6%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
仙台塩釜港塩釜港区港内維持 工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	東亜・りんかい日産特 定JV 代表者 東亜建設工業 (株)東北支店 仙台市青葉区中央1- 8-19	会計法第29条の3第4 項	98,679,000	98,175,000	99.4%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
相馬港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	五洋・りんかい日産特 定JV 代表者 五洋建設(株) 東北支店 仙台市青葉区二日町1 6-20	会計法第29条の3第4 項	95,718,000	95,550,000	99.8%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	
小名浜港港内維持工事	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1 -1-20	平成23年3月30日	五洋・不動テトラ特定J V 代表者 五洋建設(株) 東北支店 仙台市青葉区二日町1 6-20	会計法第29条の3第4 項	90,961,500	90,825,000	99.8%	—	東日本大震災啓開作業のため	13	

八戸港湾施設等被災状況調査	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年3月28日	八戸港湾施設等被災状況調査 株式会社 バスコ・若築建設株式会社設計共同体 代表者 (株)バスコ仙台支店 仙台市宮城野区榴岡2-2-11	会計法第29条の3第4項	25,746,000	25,725,000	99.9%	—	東日本大震災被災状況調査のため	13	
仙台塩釜港(仙台港区)外港湾施設等被災状況調査	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年3月28日	仙台塩釜港(仙台港区)外港湾施設等被災状況調査 芙蓉海洋開発株式会社・五洋建設株式会社設計共同体 代表者 芙蓉海洋開発(株) 東京都台東区蔵前3-15-7	会計法第29条の3第4項	143,472,000	142,800,000	99.5%	—	東日本大震災被災状況調査のため	13	
宮古港外港湾施設等被災状況調査	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年3月28日	宮古港外港湾施設等被災状況調査 朝日航洋株式会社・東洋建設株式会社設計共同体 代表者 朝日航洋(株) 東京都豊島区南池袋2-49-4	会計法第29条の3第4項	34,524,000	33,600,000	97.3%	—	東日本大震災被災状況調査のため	13	
釜石港外港湾施設等被災状況調査	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年3月28日	釜石港外港湾施設等被災状況調査 国際航業株式会社・東亜建設工業株式会社設計共同体 代表者 国際航業(株) 仙台支店 仙台市若林区新寺1-3-45	会計法第29条の3第4項	32,760,000	32,550,000	99.3%	—	東日本大震災被災状況調査のため	13	
小名浜港外港湾施設等被災状況調査	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 宮本 卓次郎 仙台市青葉区花京院1-1-20	平成23年3月28日	小名浜港外港湾施設等被災状況調査 アジア航測株式会社・みらい建設工業株式会社設計共同体 代表者 アジア航測(株)仙台支店 仙台市青葉区一番町1-4-28	会計法第29条の3第4項	69,321,000	67,200,000	96.9%	—	東日本大震災被災状況調査のため	13	
パソコン外61点購入	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 東山 茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年3月15日	(有)文具のセナ 新潟市中央区上大川前通9番町1265	会計法第29条の3第4項	2,121,000	2,091,375	98.6%	—	平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震により被災した東北地方への緊急的な支援のため。	13	
トイレトーパー外13点購入	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 東山 茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年3月22日	三協商事(株) 新潟市東区卸新町1-842-24	会計法第29条の3第4項	2,257,500	2,249,919	99.6%	—	平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震により被災した東北地方への緊急的な支援のため。	13	
風邪薬外5点購入	支出負担行為担当官 北陸地方整備局次長 東山 茂 新潟市中央区美咲町1-1-1	平成23年3月22日	(株)伸陽 富山市布瀬町南1-5-1	会計法第29条の3第4項	3,517,500	2,992,500	85.0%	—	平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震により被災した東北地方への緊急的な支援のため。	13	

土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟港湾・空港整備事務所長 竹村淳一 新潟市中央区入船町4-3778	平成23年1月17日	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所 新潟市中央区竜が島1-6-3	会計法第29条の3第4項	1,743,335	1,743,335	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 水口幸司 金沢市大野町4-2-1	平成23年2月22日	石川県港湾土地造成事業 金沢市鞍月1-1	会計法第29条の3第4項	1,278,460	1,278,460	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5	
尼崎西宮芦屋港尼崎地区航路泊地(-12m)浚渫工事(第2工区)の施工に伴い発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年1月17日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	—	105,583,200	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	4	単価契約
日高港塩屋地区泊地(-12m)浚渫工事(第4工区)の施工に伴い発生する土砂処分料	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 小野憲司 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)	平成23年1月20日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	—	49,140,000	—	—	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	4	単価契約
堺泉北港堺2区防災支援施設設計その2業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 坂克人 豊中市蛍池西町3丁目371番地	平成23年1月31日	パシフィックコンサルタンツ(株)大阪本社 大阪市中央区安土町2-3-13	会計法第29条の3第4項	1,753,500	1,732,500	98.8%	—	監督員、施工者、工事監理受託者に対して設計図書では表現しきれない情報を伝達・補完できる者が設計元である当該者しかいないため。	12	
神戸港ホトアイランド(第2期)地区岸壁(PC-14~17)改良工事に伴う作業ヤード使用料(その30)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成23年2月28日	神戸市長 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	—	14,628,381	—	—	工事を実施するために、施工場所からの距離、必要面積及び期間を考慮した結果、当該地以外に適するところがない	5	
神戸港ホトアイランド(第2期)地区岸壁(PC-14~17)改良工事に伴う作業ヤード使用料(その32)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成23年3月1日	神戸市長 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	—	3,566,566	—	—	工事を実施するために、施工場所からの距離、必要面積及び期間を考慮した結果、当該地以外に適するところがない	5	
神戸港ホトアイランド(第2期)地区岸壁(PC-14~17)改良工事に伴う作業ヤード使用料(その33)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成23年3月1日	神戸市長 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	—	4,156,265	—	—	工事を実施するために、施工場所からの距離、必要面積及び期間を考慮した結果、当該地以外に適するところがない	5	
神戸港ホトアイランド(第2期)地区岸壁(PC-14~17)改良工事に伴う作業ヤード使用料(その34)	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局神戸港湾事務所長 山縣 延文 神戸市中央区小野浜町7番30号	平成23年3月1日	神戸市長 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	—	2,139,898	—	—	工事を実施するために、施工場所からの距離、必要面積及び期間を考慮した結果、当該地以外に適するところがない	5	

足摺岬沖GPS波浪計修理	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年1月27日	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1丁目7番89号	会計法第29条の3第4項	5,544,000	5,491,500	99.0%	—	当該業者は足摺岬沖GPS波浪計設置時の製作者であることから、GPSシステムを把握し、迅速に取り組むことができる唯一の業者である。よって競争に付することが不利と認められる。	14
作業ヤード賃貸借 (その18)	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎874	平成23年1月31日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	会計法第29条の3第4項	1,244,900	1,244,900	100.0%	—	高知港における港湾整備事業の実施に必要な作業用地を賃貸借契約しており、当方が必要な要件(所在地、広さなど)を満たす用地は他になく、事業実施の間は継続して用地を確保する必要があるため。	5
土地12,592.00㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 山本大志 宮崎市港1丁目16番地	平成23年2月1日	宮崎県会計管理者 宮崎市橋通東2-10-1	会計法第29条の3第4項	1,082,660	1,082,660	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
土地1,926㎡使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 北出徹也 鹿児島市城南町23-1	平成23年1月24日	鹿児島市 鹿児島市山下町11番1号	会計法第29条の3第4項	833,910	833,910	100.0%	—	当該場所であれば公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	5
A重油140KL	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年3月14日	南部石油(株) 館山市館山95	会計法第29条の3第4項	14,000,000	14,000,000	100.0%	—	東日本大震災の救援活動に当局所屬船舶である「海翔丸」を派遣した際に、同船舶用の燃料を調達したものであり、緊急の必要により競争に付することが出来なかったものである。	13
カップラーメン120個外29点	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年3月14日	(株)トシダ 横浜市西区伊勢町1-15	会計法第29条の3第4項	2,303,632	2,303,632	100.0%	—	東日本大震災の支援物資及び同震災の救援活動のための必要物資を調達したものであり、緊急の必要により競争に付することが出来なかったものである。	13
A重油100KL	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 難波 喬司 福岡市博多区博多駅東2-10-7	平成23年3月23日	出光興産(株) 東京都千代田区丸の内3-1-1	会計法第29条の3第4項	10,800,000	10,800,000	100.0%	—	東日本大震災の救援活動に当局所屬船舶である「海翔丸」を派遣した際に、同船舶用の燃料を調達したものであり、緊急の必要により競争に付することが出来なかったものである。	13
友部送信所発電装置冷却水ポンプ等緊急修理	分任支出負担行為担当官 東京航空局成田空港事務所長 片岡 久志 千葉県成田市古込字込前133	平成23年3月11日	ダイハツディーゼル(株) 東京都中央区日本橋1-16-11	会計法第29条の3第4項	1,459,769	1,396,500	95.6%	—	震災の影響で不具合が発生し、震災による計画停電実施前に早急に修理する必要がある。 標記業者は、当該発電機の製造メーカーであり、震災で物流が混乱している中、修理に必要な物品及び技術者を早急に手配できる唯一の事業者であるため、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第四百二条の四第三号により随意契約したものである。	13

仙台空港緊急対応業務	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月12日	中央工営(株) 東京都大田区羽田4- 16-10	会計法第29条の3第4 項	2,042,324	1,995,000	97.6%	—	東北地方太平洋沖地震により、仙台空港機能は未だ例のない壊滅的打撃を受けたところである。本業務は、仙台空港が円滑な復興業務に資するため必要となる物資の輸送、早期復興に必要な清掃業務の初動支援を行うものであり、競争に付する時間もなく、一刻も早い対応が求められている。本業務を円滑に実施するためには、本支援要請に直ちに対応が可能であること、空港の諸施設に精通していること、東京を起点とした物資輸送に迅速に対応できること、初動清掃業務の支援を実施するための東京国際空港のロードスイーバの操作に熟練していることが求められる。これらの業務を迅速かつ円滑に遂行できる者は、東京国際空港土木施設維持修繕工事を請け負っている標記業者のみである。以上のことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
30kVA可搬型発電装置設置 その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月14日	ヤンマーエネルギーシ ステム(株) 東京都中央区八重洲2 -1-1	会計法第29条の3第4 項	1,331,505	1,260,000	94.6%	—	本作業は、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた仙台空港等電源設備の復旧のため、可搬型発電装置の設置及び非常用発電装置への燃料給油を行うものである。現在、商用電源停電中である仙台空港等保安施設においては、緊急的に電源供給を行う必要性がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し緊急の対応が困難となる。また、標記業者は本装置と同型装置の保守及び可搬型発電装置搬送の実績があり、本装置の構成、搬送・設置及び運転調整方法等を熟知し迅速に対応が可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
200kVA移動式発電装置2台 設置その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月14日	三菱重工エンジンシ ステム(株) 東京都品川区西五反 田7-25-5	会計法第29条の3第4 項	6,709,498	6,615,000	98.5%	—	本作業は、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた仙台空港等電源設備の復旧のため、移動式発電装置の設置を行うものである。現在、商用電源停電中である仙台空港においては、緊急的に電源供給を行う必要性がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し緊急の対応が困難となる。また、標記業者は本装置本装置の製造者であり、本装置の構成、搬送・設置及び運転調整方法等を熟知し迅速に対応が可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
発電装置用燃料の購入	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月14日	株JALエアテック 東京都大田区羽田空 港3-5-6	会計法第29条の3第4 項	3,589,920	3,589,458	99.9%	—	東北地方太平洋沖地震の被害を受けた仙台空港事務所及び石巻航空路監視レーダー事務所においては現在停電が続いており、復旧の見込が立っていない。現地での調達が困難であることからタンクローリーで輸送する必要がある。よって、早期に手配・対応が可能である標記業者と会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により随意契約を締結したものである。	13

成田国際空港ASDE等仮復旧作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月15日	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内 2-7-3	会計法第29条の3第4項	2,036,361	1,890,000	92.8%	—	本作業は、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた成田国際空港空面探知レーダ装置(ASDE)及びマルチラレーション装置(MLAT)の被害状況を調査し、2次の被害が発生しないよう必要な処置を行うものである。本作業は航空サービスの提供には必要不可欠であり、緊急に対応する必要がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し、緊急の対応が困難となる。また、空面探知レーダ装置及びマルチラレーション装置の構成・動作原理及び調整作業に必要な設備を有する必要がある。これらの要件を備えた業者が、その履行にあたらなければ本作業を遂行することは不可能であるため、会計法第二十九条の三第4項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港B滑走路灯復旧その他工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	富士興業(株) 東京都中野区中野6- 8-19	会計法第29条の3第4項	18,872,076	17,850,000	94.5%	—	東北地方太平洋沖地震により、仙台空港における航空灯火施設の運用が不可能となっている。仙台空港B滑走路においては、自衛隊並びに米軍の航空機が災害復旧支援物資等の搬送のため離着陸を行っており、早急に滑走路灯の復旧を行い夜間等の離着陸を円滑に行えるようにする必要がある。一般競争による手続きを行った場合には手続きに期間を要し、早期の復旧が困難である。そのため、当該空港の航空灯火施設の維持管理を実施している請負業者において実施を検討したが、被災直後のため、施工体制及び材料、器材等の調達が可能とならず、羽田空港において維持管理並びに整備工事の実績のある標記業者がその履行にあたることにより資材調達、施工体制確保が円滑に行え、迅速な対応が可能と判断した。よって、会計法第二十九条の三第4項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港庁舎電源仮設工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	国光施設工業(株) 東京都中央区銀座1- 22-2	会計法第29条の3第4項	9,905,247	9,765,000	98.5%	—	東北地方太平洋沖地震により、仙台空港は停電が生じている。本工事は、仙台空港の庁舎及び管制塔の電源復旧に係る工事を行うものであり、一刻も早い対応が必要とされる。そのため、一般競争による手続きを行った場合は手続きに期間を要し、早期の復旧が困難である。上記の対応を迅速かつ円滑に遂行できる者として、東京都に本店又は支店を有し、また受配電設備の工事の実績を有している業者において、現在実施している手持ちの業務量並びに体制等考慮し、標記業者に確認したところ直ちに当該工事実施が可能と回答がなされた。以上のことから、会計法第二十九条の三第4項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13

仙台空港無線施設復旧作業施工管理業務委託	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	(株)ネットアルファ 東京都千代田区三崎 町3-1-16	会計法第29条の3第4 項	7,146,615	7,098,000	99.3%	—	本業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被害を受けた仙台空港における各種無線施設の復旧作業にかかる施工管理業務を行うものである。地震により被害を受けた無線施設は多岐に渡り、仙台空港の機能回復のために各種作業が緊急的に並行して実施される予定である。よって十分な施工管理が困難となることが予想され、品質を確保するためには外部委託が必要であり、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し緊急の対応が困難となる。本業務を迅速にかつ適切に実施するためには、今回の復旧作業対象施設(LS、VOR/DME 管制塔設備等)や各種工事の施工管理業務の受注実績があり、直ちに対応が可能である標記業者と契約を締結することが適切である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約したものである。	13
仙台空港非常用ターミナルレーダー管制装置展開調整その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7- 1	会計法第29条の3第4 項	51,217,035	51,030,000	99.6%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けたため、仙台空港における航空保安業務の提供が不可能となっている。当該非常用ターミナルレーダー管制装置は、航空機の監視及び仙台空港における必要最低限の管制業務を可能にするものである。本作業を迅速かつ適切に実施するには、非常用ターミナルレーダー管制装置の構成・動作原理及び調整作業に必要な知識・設備を有する必要がある。これらの要件を備えた設計・製造業者である標記業者が、その履行にあたらなければ早急な航空保安業務の提供を行うことができない。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港非常用管制塔設備展開調整その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	明星電気(株) 東京都文京区小石川2 -5-7	会計法第29条の3第4 項	39,774,903	38,535,000	96.8%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けたため、仙台空港における航空保安業務の提供が不可能となっている。当該非常用管制塔設備は、航空管制官と航空機との通信確保及び仙台空港における必要最低限の管制業務を可能にするものである。本作業を迅速かつ適切に実施するには、非常用管制塔設備の構成・動作原理及び調整作業に必要な知識・設備を有する必要がある。これらの要件を備えた設計・製造業者である標記業者が、その履行にあたらなければ早急な航空保安業務の提供を行うことができない。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港簡易卓設置その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月18日	沖電気工業(株) 東京都港区西新橋3- 16-11	会計法第29条の3第4 項	24,367,078	23,100,000	94.8%	—	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受けたため、仙台空港における航空保安業務の提供が不可能となっている。当該簡易卓は、航空管制官と航空機との通信確保及び仙台空港における必要最低限の管制業務を可能にするものである。本作業を迅速かつ適切に実施するには、簡易卓の構成・動作原理及び調整作業に必要な知識・設備を有する必要がある。これらの要件を備えた設計・製造業者である標記業者が、その履行にあたらなければ早急な航空保安業務の提供を行うことができない。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13

<p>仙台空港庁舎給水ポンプユニット緊急修理</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15</p>	<p>平成23年3月18日</p>	<p>(株)鶴見製作所 東京都台東区台東1-33-8</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>2,428,650</p>	<p>2,415,000</p>	<p>99.4%</p>	<p>—</p>	<p>本修理は、東北地方太平洋沖地震の津波によって被害を受けた仙台空港庁舎の自動給水ポンプユニットの緊急修理を行うものである。自動給水ポンプユニットは、庁舎内に上水道を供給する設備であり、ライフラインである上水道を復旧し、早期に庁舎の衛生的環境を確保する必要があるが、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し早期の復旧が困難となる。また、資材の調達と作業用電源の確保が困難である被災地で早急に修理を行うためには、配管の加工等の必要が無い既設ポンプと同型機を緊急に調達し、かつ速やかに修理を実施できる必要があることから、これらの要件を備えている標記業者が、その履行にあたらなければ本修理を実施することは不可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。</p>	<p>13</p>	
<p>常陸太田航空衛星センター無停電電源装置緊急修理</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15</p>	<p>平成23年3月18日</p>	<p>(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>5,381,967</p>	<p>4,987,500</p>	<p>92.6%</p>	<p>—</p>	<p>本作業は、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた常陸太田航空衛星センター無停電電源装置の緊急修理を行うものである。本装置は常陸太田航空衛星センターの運用には必要不可欠であり、航空輸送サービスの提供には早急に復旧する必要がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合には手続きに期間を要し、早期の復旧が困難となる。また、標記業者は本装置の製造者であり本装置の構成・動作原理及び調整作業に必要な知識を有しており、本作業を早急に遂行することが可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。</p>	<p>13</p>	
<p>仙台空港応急復旧工事</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>前田道路(株) 東京都品川区大崎1-11-3</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>80,472,057</p>	<p>79,800,000</p>	<p>99.1%</p>	<p>—</p>	<p>東北地方太平洋沖地震により、仙台空港は甚大な被害が発生した。本工事は、仙台空港におけるガレキ等の集積搬送、土砂の排除、滑走路灯空港基本施設の清掃等を行うものであり、競争に付する間もなく、早期に着手し一刻も早く救援機等の運航に供し、あわせて空港施設の被災状況の把握ができる状態にすることを目的とするものである。本工事を円滑に実施するには、直ちに工事着手が可能であること、当該空港の立地条件等を隅々まで熟知していること、また、救援機の運用再開後の安全を確保することなどの作業現場条件を踏まえ、震災前の仙台空港制限区域内における施工実績を有していることが必要で、これら条件を全て満たす唯一の施工業者は、今年度の仙台空港土木施設維持修繕工事を請負っている標記業者のみである。以上のことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。</p>	<p>13</p>	

<p>仙台空港仮設場周柵設置工事</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>前田道路(株) 東京都品川区大崎1- 11-3</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>49,900,957</p>	<p>49,875,000</p>	<p>99.9%</p>	<p>—</p>	<p>東北地方太平洋沖地震により、仙台空港は津波で場周柵はほとんどが倒壊した状況になっている。本工事は、支援物資等の輸送における航空機の安全運航確保等のため、仮設場周柵の設置を行うもので、競争に付する時間もなく、早期に工事に着手し一刻も早い工事完了が求められている。本工事を円滑に実施するには、直ちに工事着手が可能であること、当該空港の立地条件等を隔々まで熟知していること、また、現時点でも救援機の運用しながらの現場条件を踏まえると震災前の仙台空港における供用中の空港制限区域内での施工実績を有していることが必要で、これら条件を満たす唯一の施工業者は、今年度の仙台空港土木施設維持修繕工事を請け負っている者のみである。以上のことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。</p>	<p>13</p>	
<p>仙台空港機能復旧に係る基本施設等測量業務</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>(株)日豊 神奈川県川崎市宮前 区小台1-8-7</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>3,050,231</p>	<p>2,940,000</p>	<p>96.3%</p>	<p>—</p>	<p>東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動の影響により、AIPや告示で公表している基本施設や航空保安無線施設の座標が大幅に変動した恐れがある。仙台空港におけるIFR運航を早期に再開するにあたり、計器進入方式および出発方式による運用の可否を判断し、AIPや告示の発行手続きをすするため、早急に基本施設および航空保安無線施設の測量を実施する必要がある。また、AIP及び告示の手続きを行い有効になるまで最低でも1ヶ月を要する。そのため、一般競争・公募随認等による手続きを行った場合、手続きに時間を要し緊急の対応が困難となる。現状、要求仕様である測量制度を担保する手法としては、国際GNSS事業に登録されている基準局(以下、IGS局という)を利用して測量する方法がある。当該測量方法を採用することにより、必要な測量制度を担保することが可能となるが、本測量業務を適切に実施するには、IGS局を活用するために必要な設備を有する標記業者がその履行にあたらなければ、本作業を遂行することは不可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	

<p>仙台空港滑走路灯仮設その他 工事実施設計</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>(株)伸和総合設計 東京都港区新橋2-1 1-9</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>1,261,016</p>	<p>1,197,000</p>	<p>94.9%</p>	<p>—</p>	<p>13</p>	
<p>常陸太田航空衛星センターTT C設備復旧作業</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>日本電気(株) 東京都港区芝5-7- 1</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>23,874,790</p>	<p>23,100,000</p>	<p>96.7%</p>	<p>—</p>	<p>13</p>	
<p>常陸太田航空衛星センター気 象観測装置復旧作業</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15</p>	<p>平成23年3月22日</p>	<p>明星電気(株) 東京都文京区小石川2 -5-7</p>	<p>会計法第29条の3第4 項</p>	<p>1,396,323</p>	<p>1,365,000</p>	<p>97.7%</p>	<p>—</p>	<p>13</p>	

常陸太田航空衛星センターGES機能確認作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月22日	三菱電機(株) 東京都千代田区丸の内2-7-3	会計法第29条の3第4項	38,140,023	37,800,000	99.1%	—	本作業は、東北地方太平洋沖地震にて被害を受けた常陸太田航空衛星センターGES(航空衛星地球局)の庁舎内機器の機能回復及びGES空中線設備の機能及び性能の健全性を担保できているか必要な点検等を行い確認するものである。本作業は、航空サービスの提供には必要不可欠であり、緊急に対応する必要がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し緊急の対応が困難となる。また、GES(航空地球局)の構成・動作原理及び調整作業に必要な設備を有する必要があり、これらの要件を備えた標記業者がその履行にあたらなければ本作業を遂行することは不可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港ASR/TX局舎外空気調和設備緊急修理	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月22日	(株)サンブラント 宮城県仙台市青葉区本町1-12-12	会計法第29条の3第4項	2,783,025	2,761,500	99.2%	—	本修理は、東北地方太平洋沖地震の津波によって被害を受けた仙台空港ASR/TX局舎、RX局舎、VOR/DME局舎の航空保安施設用パッケージ形空調和設備の緊急修理を行い、局舎内に設置している航空保安施設の運用に必要な室内の温湿度制御を可能にするものである。本空調和設備は、航空保安施設の安定運用に必要不可欠であり、早急に修理する必要があるが、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し早期の復旧が困難となる。また、本設備の早期復旧を行うためには、航空保安施設用空調和システムの構成・動作、配線・配管経路を熟知し、かつ速やかに修理を実施する必要があることから、本設備の設置工事を行っている標記業者がその履行にあたらなければ本修理を実施することは不可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
福島空港出張所庁舎災害復旧工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月23日	三井住友建設(株) 宮城県仙台市青葉区花京院2-1-14	会計法第29条の3第4項	20,898,477	20,475,000	97.9%	—	東北地方太平洋沖地震において、福島空港出張所庁舎管制塔に甚大な被害が発生した。その被害状況は、管制塔VFR室ガラス破損、地内装材等の損傷である。一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し早期の復旧が困難となる。また、当該庁舎を建設した標記業者は、被害のあった当該施設の構造等を熟知しており、震災直後の調査及び復旧検討に際し即答できた唯一の業者であることから、本工事を早急に遂行することが可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
常陸太田航空衛星センター庁舎等機能回復工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月23日	大成建設(株) 東京都新宿区西新宿6-8-1	会計法第29条の3第4項	25,847,848	25,620,000	99.1%	—	東北地方太平洋沖地震において、常陸太田航空衛星センター庁舎に甚大な被害が発生した。本工事を実施するにあたっては、被害のあった当該施設の構造等を熟知していなければならない。また、当該施設を運用しながらの工事となることから、高度な施工技術及び安全管理体制を求めなければならない。標記業者は、当該庁舎を建設した業者であり、また震災直後の調査の実施及び復旧検討に際し即答できた唯一の業者である。以上のことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13

常陸太田航空衛星センター庁舎等機能回復工事(機械設備)	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月23日	ダイダ(株) 東京都千代田区富士見2-15-10	会計法第29条の3第4項	5,712,735	5,197,500	90.9%	—	本工事は、東北地方太平洋沖地震によって被害を受けた常陸太田航空衛星センターの空調設備及び給排水衛生設備の機能回復を行うものである。そのため、一般競争による手続きを行った場合には手続きに期間を要し、早期の復旧が困難である。また、常陸太田航空衛星センターの空調設備及び給排水設備の設置工事を行った標記業者は当該設備を熟知しており、本工事を早急に遂行することが可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
仙台空港電源設備復旧検討	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月23日	電気技術開発(株) 東京都台東区上野5-23-14	会計法第29条の3第4項	1,736,280	1,659,000	95.5%	—	東北地方太平洋沖地震により、仙台空港機能は未だ例のない壊滅的打撃を受け停電が生じている。仙台空港復旧には電源設備の復旧は必須であり庁舎、電源局舎、管制塔等一刻も早い電源供給が望まれている。本業務は、仙台空港の電源設備復旧に係る設計業務を行うものであり、一刻も早い対応が必要とされる。本設計を円滑に実施するためには、仙台空港の受配電設備、幹線ダクト等の設計の実績を有し現場に精通していることが求められる。上記の対応を迅速かつ円滑に遂行できる者として、東京都に本店又は支店を有し、また受配電設備の設計の実績を有している業者において、現在実施している手持ちの業務量並びに体制等を考慮し、標記業者に確認したところ直ちに当該業務実施が可能と回答がなされた。以上のことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により標記業者と随意契約を締結したものである。	13
東京航空局庁舎内復旧工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月25日	(株)航建 東京都大田区羽田空港1-6-2	会計法第29条の3第4項	3,700,200	3,675,000	99.3%	—	本工事は、地震に伴う庁舎内破損箇所を早急に修繕することにより、職員の安全を確保するため、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13
大子VORTAC進入道路等緊急補修工事	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南1-1-15	平成23年3月29日	(株)大藤組 茨城県久慈郡大子町大字小生瀬4053-2	会計法第29条の3第4項	6,161,407	6,090,000	98.8%	—	東北地方太平洋沖地震により、大子VORTAC施設に関しては進入道路が破損しているため、車両による発動発電機の燃料の補給ができない状況となっており、また、那須VOR/DME施設に関しては進入道路を形成する法面が崩落し、ガードレールや排水溝が損壊していることから二次災害が発生する恐れが生じている。大子VORTAC施設近傍の茨城県久慈郡大子町に事務所を構え、これまで大子VORTAC法面補修工事、大子VORTAC進入道路改良工事等、複数回の受注実績があり、重機及び燃料等の手配が可能であることを確認できた標記業者と会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により随意契約を締結したものである。	13

仙台VOR動作確認その他作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 江口 稔一 東京都千代田区九段南 1-1-15	平成23年3月31日	(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1	会計法第29条の3第4項	2,972,742	2,887,500	97.1%	—	本作業は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した仙台VORを復旧させるものである。仙台VORは、仙台空港の進入、出発方式の設定に必要であり、また、東北地方の航空路を形成する重要な施設であることから最低限の運用を早急に確保する必要がある。そのため、一般競争による手続きを行った場合、手続きに期間を要し緊急の対応が困難となる。本作業を迅速にかつ適切に実施するには、VOR装置の構成・動作原理に精通し、調整作業に必要な設備を有する必要があり、設計・開発及び製造を行った氷期業者が、その履行にあたらなければ本作業を遂行することは不可能である。よって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第二百二条の四第三号により、標記業者と随意契約を締結したものである。	13	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月17日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	50,431,908	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月17日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	14,196,224	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月17日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	57,435,496	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収に伴う移転補償	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月17日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	35,450,139	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月21日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	40,923,112	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収に伴う移転補償	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年1月21日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	46,036,114	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
松山空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年2月21日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	73,496,241	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
宮崎空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月4日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	27,700,670	—	—	所有者と契約を締結するため	5	

宮崎空港騒音防止法に基づく用地買収	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月9日	個人情報保護法に基づき記載しない	会計法第29条の3第4項	—	59,664,087	—	—	所有者と契約を締結するため	5	
移動式定電流調整器等輸送作業	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月15日	宏電エテック(株) 大阪府大阪市中央区南船場1-4-27	会計法第29条の3第4項	3,252,633	3,250,000	99.9%	—	本業務は、平成23年3月11日に発生した東日本地域における大地震の影響を受け、大阪空港事務所に保管している移動式定電流調整器及び照明補用品と福岡空港事務所で保管している250KVA可搬型発電装置等を仙台空港に輸送し、所定の場所に据付、機器間の配線を行うものであり、本業務は、仙台空港の航空灯火復旧のため緊急に対応しなければならない。当該業者は、大阪国際空港の航空灯火施設維持工事の請負者であり、本作業を迅速に対応することが可能である。	13	
新石垣空港出張所庁舎新築工事等設計関連業務	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月22日	(株)宮建築設計 徳島県徳島市福島1-5-6	会計法第29条の3第4項	4,047,366	4,011,000	99.1%	—	本業務の実施にあたり、設計上の責任を明確にし、設計意図を正確に伝えることができるのは、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整と取りまとめを行った当該業者に限られるため。	12	
岩国空港事務所庁舎新築工事等設計関連業務	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月22日	(株)宮建築設計 徳島県徳島市福島1-5-6	会計法第29条の3第4項	1,663,756	1,659,000	99.7%	—	本業務の実施にあたり、設計上の責任を明確にし、設計意図を正確に伝えることができるのは、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整と取りまとめを行った当該業者に限られるため。	12	
緩衝緑地帯等整備事務委託(平成22年度翌償分)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月24日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5	会計法第29条の3第4項	60,075,000	60,075,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
緩衝緑地帯等整備事務委託(平成22年度翌償分その2)	支出負担行為担当官 大阪航空局長 片平 和夫 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	平成23年3月24日	(独)空港周辺整備機構 大阪府池田市空港2-2-5	会計法第29条の3第4項	185,972,000	185,972,000	100.0%	—	法令等の規定及び地方公共団体との取り決めにより委託契約をするため	1	
可搬型GPS観測装置の購入一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年2月2日	測位衛星技術株式会社 東京都新宿区新宿6-12-5	会計法第29条の3第4項	14,968,800	14,968,800	100.0%	—	本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続している霧島山(新燃岳)について、現在の観測網を増強し、より詳細な地殻変動の把握を可能とする体制を可及的速やかに構築する為に、迅速に設置可能な可搬型のGPS観測装置の導入を目的とするものである。 本装置は、コンパクトかつ軽量の機器構成、屋外設置のための耐候性、低消費電力での動作が要求され、これを実現した観測機器を既に確保し、速やかに供給可能なのは測位衛星技術株式会社以外にない。よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、測位衛星技術(株)と随意契約を締結するものである。	13	

<p>到達位置計測システムの購入及び取付調整 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月8日</p>	<p>アジア航測株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>13,965,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続している霧島山(新燃岳)について、爆発的噴火発生時に飛来する噴石、あるいは火砕流が発生した場合の到達範囲を短時間で客観的に把握するため、福岡管区気象台及び鹿児島地方気象台に整備するものである。 到達位置計測システムは、アジア航測株式会社の開発したものであり、気象庁の遠望カメラの設置地点、機種等を設定することにより、噴石等の到達範囲を把握することができる。 上記のことから、火山監視体制の強化にあたり、可能な限り速やかに整備するためには、本システムを開発したアジア航測株式会社以外にない。よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、アジア航測株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>自動降灰計の購入及び取付調整 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月8日</p>	<p>日本工営株式会社東京支店 東京都千代田区麹町4-2</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>14,700,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続されている霧島山(新燃岳)について、火山灰が多量に降り積もると降雨により土石流として流下し、建物や橋等の構造物を破壊し、広範囲に災害をもたらすことから、降灰量をリアルタイムで把握し、迅速で的確な土砂災害警戒情報を提供することにより、国の火山防災に寄与することを目的とする。 本装置は、霧島山周辺の3地点に設置し、降灰量の観測を行い、福岡管区気象台火山監視・情報センターにリアルタイムでデータ伝送するものである。 上記のことから、火山監視体制の強化にあたり、可能な限り速やかに観測点を設置するためには、本装置の製作メーカーであり、構成等を熟知している上記業者以外にない。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、日本工営株式会社東京支店と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>GPS観測装置の取付調整 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月8日</p>	<p>古野電気株式会社 兵庫県西宮市西宮浜2-20</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>4,095,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続されている霧島山(新燃岳)について、現在の観測網を増強し、より詳細な地殻変動の把握を可能とする体制の構築が必要であることから、現地収録方式にある既存のGPS観測装置を更新し高精度なデータを気象庁本庁及び福岡管区気象台へ伝送し随時取得できるように体制強化を行うことを目的とする。 上記のことから、気象庁の既設観測点を霧島山に設置した実績があり、GPS観測装置の設置及び既設装置の撤去を短期間で実施できるのは古野電気株式会社以外にない。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、古野電気株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	

<p>機動用傾斜計の購入及び取付調整 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月9日</p>	<p>地熱エンジニアリング株式会社 岩手県岩手郡滝沢村大釜字大清水356-6</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>18,900,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続している霧島山(新燃岳)について、より詳細な地殻変動の把握を可能とする体制の構築のため、機動用傾斜計を増設し、データ伝送により傾斜変動データを随時取得できるように監視体制の強化を行うことを目的とする。 本機器は、霧島山周辺の3地点に観測孔の掘削を行い、新型傾斜計を購入し設置するものであるが、活発化している火山監視は可能な限り早期に実現する必要がある。なお、新型傾斜計の納入には、約4週間を要するため、その間官給傾斜計を仮設置して監視を行うこととしている。 上記のことから、気象庁の既設観測点を霧島山に設置した実績があり、観測孔の掘削及び新型傾斜計の納入を短期間で実施できるのは地熱エンジニアリング㈱以外にない。 よって、契約の性質が緊急により競争に付することが出来ないもので、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の規定により地熱エンジニアリング株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>火山観測装置の取付調整等一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月9日</p>	<p>明星電気株式会社 東京都文京区小石川2-5-7</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>19,950,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続している霧島山(新燃岳)について、より詳細な地殻変動の把握を可能とする体制の構築のため、機動用観測装置を増設し、監視体制の強化を行うことを目的とする。 本装置について、官給する地震計、空振計、テレメータ装置の取付調整及び別途契約する傾斜計のデータの伝送にあたっては官給するテレメータ装置の改修を行う必要がある。 上記のことから、火山監視体制の強化にあたり、可能な限り速やかに観測点を設置するためには、官給するテレメータ装置の製作メーカーであり、構成等を熟知している明星電気㈱以外にない。 よって、契約の性質が緊急により競争に付することが出来ないもので、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の規定により明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>火山用遠望カメラの取付調整他 一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年2月9日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>64,050,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年1月26日7時31分より噴火を開始、その後活発な活動が継続している霧島山(新燃岳)について、火口カメラによる監視が火山灰や噴石により不可能となったため現在の遠望観測網を増強し、火山活動推移の迅速的確な把握を可能とする体制の構築を目的とする。 本作業について、官給する遠望カメラ等の取付調整等を行うものであるが、活動状態にある火山監視は可能な限り早期に実現する必要がある。 上記のことから、気象庁の既存観測点を設置し、火山監視・情報センターへの伝送状況を熟知し、短期間で実施することが可能な業者は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ以外にない。 よって、契約の性質が緊急により競争に付することが出来ないもので、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の規定により株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	

<p>多機能型地震観測装置用電源装置の購入及び取付調整等一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年3月11日</p>	<p>明星電気株式会社 東京都文京区小石川2-5-7</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>8,977,500</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年3月11日14時46分ごろに発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う地震及び津波の影響により大船渡猪川、一関舞川、岩手大迫、石巻大爪の各多機能型地震観測点からの地震波形及び震度データ並びに緊急地震速報データが伝送されなくなったことを受け、早期にデータ伝送させる代替環境を構築するものである。 本作業を早急に実施するには多機能型地震観測装置及び多機能型地震観測中核局装置の製作メーカーでありネットワーク構成等を熟知している明星電気以外にない。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>多機能型地震観測装置データ緊急伝送用衛星携帯電話等の購入一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年3月14日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>7,062,300</p>	<p>7,062,300</p>	<p>100.0%</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震で東北地方沿岸地域の複数の多機能型地震観測点においてNTT専用回線の切断が相次ぎ、震源位置の決定や緊急地震速報の精度低下等が発生したため、早急に観測点データを伝送させるために、迅速に設置可能な衛星携帯電話の導入を目的とする。 上記のことから、これらを実現させることが可能な衛星携帯電話を既に確保しており、速やかに供給可能なのは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ以外にない。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>津波観測用遠望監視カメラの部品購入及び取付調整一式</p>	<p>支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4</p>	<p>平成23年3月16日</p>	<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1</p>	<p>会計法第29条の3第4項</p>	<p>—</p>	<p>1,995,000</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>本件は、2011年3月11日14時46分に発生した「東北地方太平洋沖地震」に伴う津波の影響により、青森県八戸市に設置されている検潮所が流失する事態となったことから、早急に津波を監視するための措置として、遠望監視カメラによる監視を行い、体制の強化を行うことを目的とする。 本作業は、気象庁が官給する遠望監視カメラ等の取付調整を行い、余震等が継続している状況を踏まえ可能な限り早期に実現する必要がある。 上記のことから、気象庁の遠望監視カメラの設置実績があり、既存の伝送状況等を熟知し、短期間で実施することが可能な業者は上記以外にない。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	

津波観測装置の購入及び取付調整一式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年3月17日	明星電気株式会社 東京都文京区小川町2-5-7	会計法第29条の3第4項	-	2,016,000	-	-	平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による津波で、東北地方太平洋沿岸の津波観測施設が甚大な被害を受けた。特に「岩手県」津波予報区及び「宮城県」津波予報区では、予報区域内の津波観測地点全てのデータが入手できない状況である。このため、「岩手県」津波予報区及び「宮城県」津波予報区のそれぞれに津波観測装置を整備し、今後予想される大きな余震によって発生する津波を監視できる体制を可能な限り早期に再構築することが必要である。 本件は、岩手県大船渡市の大船渡検潮所(気象庁)及び宮城県仙台市の仙台港検潮所(港湾局)に津波観測装置を設置し、衛星携帯電話回線により観測データを気象庁本庁及び大阪管区気象台へ伝送することで、津波の監視を行うことを目的としたものである。 上記業者は、津波を観測する機器の納入を行った実績があるほか、本件で導入する衛星携帯電話回線によるデータ通信を利用した機器を納入した実績もあり、津波観測装置を短期間で納入することができる。よって同社を指定するものである。 以上のことから、契約の性質が緊急により競争に付することが出来ないため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の規定により明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。	13
A重油購入(啓風丸分)	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 岸本邦夫 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年3月25日	鈴与商事株式会社東京支店 東京都千代田区丸の内2-3-2郵船ビル4階	会計法第29条の3第4項	9,651,600	9,651,600	100.0%	-	啓風丸は3月15日開札25日にA重油190KLを給油予定であったが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、入札が不調であったため補給を行えず、燃料搭載量不足により出航ができない状態である。 現在、啓風丸は政府の要請により地震災害の支援船として登録され待機状態であり、また、平成23年度の次期航海(4月9日)では、三陸沖及び宮城沖の海底地震計の回収・設置を行う計画であるため、早急に燃料を補給することが必須となっている。 A重油については、現在も地震の影響により被災した油槽所の完全復旧はされておらず、製造及び出荷の遅れ、被災地への優先的供給により、確保が非常に困難となっている。また、今後の供給も非常に不安定で予測不能な状況が続く可能性が高く、契約手続きに時間を要する一般競争入札では調達に困難となっている。 このような状況の中で早急にA重油を供給できる業者を市場調査した結果、上記業者以外にはなかった。 よって、契約の性質が緊急の必要により競争に付することができないため会計法第29条の3第4項に基づき、鈴与商事株式会社東京支店と随意契約を締結するものである。	13
大島空港分室03型常時監視通報装置処理装置修理一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年2月15日	明星電気株式会社 東京都文京区小石川2-5-7	会計法第29条の3第4項	2,306,850	2,163,000	93.7%	-	緊急を要する修理であるため、公募手続きを完了している時間的余裕がないため	13
成田航空地方気象台 空港気象ドップラーライダースカナヘッド修理及び機能強化一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島隆 東京都千代田区大手町1-3-4	平成23年2月15日	兼松株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4項	6,781,950	6,720,000	99.0%	-	緊急を要する修理であるため、公募手続きを完了している時間的余裕がないため	13

東京航空地方気象台空港気象 ドップラーライダーズキャナヘッ ド(SN28)故障診断 一式	支出負担行為担当官 東京管区気象台長 大島隆 東京都千代田区大手町 1-3-4	平成23年2月17日	兼松株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	会計法第29条の3第4 項	1,094,100	1,081,500	98.8%	—	緊急を要する故障診断であるため、公募手続 を経ている時間的余裕がないため	13	
追録(危険物船舶運送及び貯 蔵規則追録第15号)133部買 入	支出負担行為担当官 海上保安庁次長 城野 功 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	平成23年3月7日	株式会社成山堂書店 東京都新宿区南元町4 -51	会計法第29条の3第4 項	2,730,224	2,730,224	100.0%	—	当該追録は、発行・販売元が当該業者のみで あるため。	19	

3. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
- ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」